



おしらせ

箱わなを貸し出します

ハクビシンなどの小型獣種による作物被害等にあわれている人へ箱わなを貸し出します。

対象者 住宅などの建物内における被害または農林業者が自らの事業地内において作物等の被害があり、左記の条件を満たす人

- ① 毎日の見回りが行えること。
- ② 捕獲個体の処理が行えること。

小型獣種の範囲 アライグマ・ハクビシン・タヌキ・キツネなど
※捕獲実施にあたっては、加害動物を確認のうえ、必ず捕獲許可申請手続きを行い、許可証を取得してください。

※箱わなは数に限りがあります。
申込・問い合わせ 産業課農林係
(☎内線411・412)

狩猟免許取得に係る費用の一部を助成します

狩猟免許を取得した人や猟銃を新たに取得した人に対してその費用の一部を補助します。

補助対象者 甘楽町鳥獣被害対策実施隊に所属し、有害鳥獣捕獲業務に従事することを確約できる人で町税等の滞納がないこと。

補助対象経費

- ① 狩猟免許取得に係る経費の上限5千円
- ② 銃砲等所持に係る経費の上限4万5千円
- ③ 銃砲等購入に係る費用の1/2 (補助上限額10万円)
- ④ ガンロッカーおよび装弾ロッカー購入に係る費用の1/2 (補助上限額5万円)

申込・問い合わせ 産業課農林係
(☎内線411・412)

縦覧のおしらせ

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合環境施設課が計画している新施設(汚泥再生処理センター)建設に伴う施設周辺地域への生活環境影響調査の結果を縦覧します。
縦覧期間 7月1日(水)～7月31日(金)まで(土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)

縦覧場所 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 環境施設課(衛生管理センター内)またはホームページ(<http://www.tk-eisei.jp/>)をご覧ください。

意見書の提出 「生活環境の保全上の見地からの意見」について、8月14日(金)までに提出してください。(郵送の場合は8月14日当日消印有効)

提出方法

ホームページからダウンロードまたは縦覧場所に設置してある意見書(参考様式)に、住所・氏名・電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。様式は必要事項が明記されていれば任意の様式でも結構です。

- ① 郵送
- ② 電子メール(jimukyoku@tk-eisei.jp)
- ③ ファックス
- ④ 直接提出

問い合わせ 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 環境施設課(衛生管理センター内) 〒370-2314 富岡市田篠1297-1
(☎(64)1241 FAX(64)1242)

子どもの里親になりませんか

群馬県では里親を募集しており、里親に関心のある人が相談や里親と交流できるサロンを開催します。当日は直接会場へお越しください。

日時 7月15日(水) 午前10時～正午 ※費用は無料です

会場 安中市保健センター
対象 里親に関心のある人や養子縁組を検討している人
問い合わせ 群馬県西部児童相談所
(☎027-322-2498)

相談

外国人材受入れ相談会を実施します

外国人材採用を検討中の県内事業者を対象に、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、県職員などが相談をお伺いします。

開催日 7月16日(木)、8月27日(水)、9月15日(火)

相談方法

- ① 対面相談(会場：群馬県庁)
- ② オンライン相談

※各回とも1週間前までに次のURLから事前にお申し込みください。
URL(https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1882)

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

問い合わせ 群馬県庁
ぐんま暮らし・外国人活躍推進課
(☎027-226-3396)